

○大山町空きハウス活用支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大山町空きハウス活用支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、大山町補助金等交付規則（平成17年大山町規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、町内の空きハウスを貸借利用する小規模農家に対し、修繕費用を補助することで、農家の負担軽減と本町の農業振興を図ることを目的とする。

(交付申請の時期等)

第3条 本補助金の交付申請は、町長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号から第3号に掲げる書類は、別記様式によるものとする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業は、町内の空きハウスを修繕し農作物の生産・販売を行う事業とする。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者は、前条に規定する事業を行う町内に住所を有する者とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(実績報告)

第7条 規則第18条の実績報告書に添付すべき書類は、別記様式によるものとする。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は令和5年4月21日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。

別表（第6条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
空きハウス修繕支援事業	町内に住所を有する者が農作物の生産・販売を行うために町内の空きハウスの修繕を行う費用	補助対象経費に 2/3 を乗じて得た額又はハウスの大きさ（間口×長さ）1㎡あたり 1,250 円を乗じて得た額のいずれか低い額を予算の範囲内で交付する。

別記様式（第3条、第7条関係）

年度大山町空きハウス活用支援事業計画（実績）及び収支予算（決算）書

1 事業目的

2 事業の内訳

（単位：円）

事業種目	事業費	事業費負担区分		摘要
		町補助金	その他	

3 収支予算（又は決算）

（1）収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 （本年度決算額）	前年度予算額 （前年度決算額）	比 較		備 考
			増	減	
町補助金 事業実施主体 その他					
合 計					

（2）支出の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 （本年度決算額）	前年度予算額 （前年度決算額）	比 較		備 考
			増	減	
合 計					

4 事業完了予定（又は完了）年月日

年 月 日

5 添付書類

- （1）ビニールハウスの大きさが分かる書類
 - （2）見積書（領収書・納品書）
 - （3）ビニールハウス位置図
 - （4）ビニールハウス修繕前（修繕後）写真
 - （5）修繕したビニールハウスにて生産したものを出荷・販売したことを証する書類
- ※（5）は生産・販売を行った後に別途提出